

Title	慶應義塾大學藝文學會規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1958
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.8, (1958. 10)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00080001-0184

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文學會規約

第一章 總 則

- 第一條 本學會は「慶應義塾大學藝文學會」と稱する。
第二條 本學會は文學、言語、藝術の研究を目的とする。
第三條 本學會の事務所は東京都港区芝三田二ノ二慶應義塾大學文學部文學科研究室に置く。
第四條 本學會は第二條に定められた目的を達成するために左の事業を行う。

- 一、會員の學術研究を助成する事業。
二、會員の學術研究を發表する事業。
A、機關誌「藝文研究」の發行。
B、藝術研究發表會の開催。
三、その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

第二章 會 員

- 第五條 本學會は慶應義塾大學藝文關係の教授、助教授、講師、助手、副手及び入會を希望する卒業生、並びに會員二名以上の推薦により委員會の承認を得た者を以て會員とする。
第六條 會員はその研究を機關誌「藝文研究」及び本會學術發表會で發表することが出来る。
第七條 會費は別に定めるところに従う。

第三章 役 員

- 第八條 本學會に左の役員を置く。
一、委員長 一名。
二、委員 若干名。
第九條 委員は會員の選舉によつて慶應義塾大學藝文關係の在職者中から選ばれる。
第十條 委員長は委員の互選によつて選ばれる。
第十一條 委員長は委員中から會計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長を補佐して會務を執る。
第十二條 各役員任期は二年とする。但し重任を妨げない。

第四章 會 議

- 第十三條 本學會は總會と委員會とを開く。
第十四條 總會は委員長がこれを招集し、會員過半數の出席によつて成立する。議事の決定は多數決による。
第十五條 總會は毎年一回開催し、役員の変更、會務報告等を行う。
第十六條 委員會は隨時これを開く。

第五章 經 理

- 第十七條 本學會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。
第十八條 本學會の經常費は財團法人慶應義塾その他よりの補助金並びに會費寄附金及びその他の収入を以てこれに當てる。